

政策会議報告書

平成28年5月24日

報告者 総務部長

件名	「ハラスメントの防止等に関する要綱」の施行について		
要旨	<p>職場のセクシュアル・ハラスメントと同様に、職場のパワー・ハラスメントは、近年、社会的な問題として顕在化してきており、市役所にとっても、貴重な人材の損失につながるおそれがあるくらいに与える影響は深刻です。セクシュアル・ハラスメント防止のみではなく、パワー・ハラスメントや、その他他者を不快にさせる言動等へも対策を講じていけるよう、従来ありました「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」を一部改正し、ハラスメント対策として一体とした「ハラスメントの防止等に関する要綱」が4月から施行されました。</p> <p>つきましては、本日、各所属長宛に周知に関し通知いたしますので、各所属におかれましては、職員一人ひとりがハラスメントの防止等について確認し、ハラスメントのない良好な職場づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、近日中に経営企画部を除く各部宛にハラスメント相談員の推薦を依頼させていただきますので、併せてよろしくようお願いいたします。</p> <p>※ハラスメントの防止等に関する要綱は以下に掲載しております。</p> <p>庁内ネットワークドライブー職員課ーハラスメント防止ー要綱</p>		
所管名	総務部 職員課	電話番号	04-2998-9048

※ 会議の前日までに31部提出してください。